

○西条市文化会館設置及び管理条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 154 号

(設置)

第 1 条 市民の芸術文化の創造と振興を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
西条市総合文化会館	西条市神拝甲 79 番地 4
西条市丹原文化会館	西条市丹原町田野上方 2131 番地 1

(職員)

第 2 条 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館（以下「文化会館」という。）に、館長その他必要な職員（以下「職員」という。）を置くことができる。

(休館日)

第 3 条 文化会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日若しくは土曜日又は前号に規定する日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い休日等でない日）
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（平 17 条例 28・追加）

(開館時間)

第 4 条 文化会館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

（平 17 条例 28・追加）

(使用の許可)

第 5 条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館の使用を許可しない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適當と認めるとき。
- 3 市長は、文化会館の使用を許可するに当たって、管理上必要な条件を付することができる。

（平 1 7 条例 2 8 ・旧第 3 条繰下）

（使用期間）

第 6 条 文化会館は、引き続き 5 日（展示については 1 0 日）以上使用することはできない。ただし、文化会館の管理に支障がなく、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平 1 7 条例 2 8 ・旧第 4 条繰下）

（使用料）

第 7 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第 1 及び別表第 3 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（平 1 7 条例 2 8 ・旧第 5 条繰下）

（使用料の還付）

第 8 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付した使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 大ホール及び小ホールについては使用開始の日前 7 日までに、その他の施設等については使用開始の日前 3 日までに使用の取りやめの申出をした場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

（平 1 7 条例 2 8 ・旧第 6 条繰下）

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例28・旧第7条繰下)

(特別設備等)

第10条 使用者は、文化会館の使用に際して、特別な設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により特別な設備をしたときの費用は、使用者が負担しなければならない。

(平17条例28・旧第8条繰下)

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (2) 使用許可申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はこれに対して賠償の責任を負わない。

(平17条例28・旧第9条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条 文化会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、文化会館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第8条までの規定、第10条及び第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条及び第15条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（平17条例28・追加）

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化会館の設置目的を達成するために必要な業務
- (2) 文化会館の使用の許可に関する業務
- (3) 文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（平17条例28・追加）

（利用料金制）

第14条 第12条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、文化会館の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表第1及び別表第3に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

（平17条例28・追加）

（原状回復の義務）

第15条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平17条例28・旧第10条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、文化会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、何人の行為によるものであっても、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(平17条例28・旧第11条繰下)

(入館の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物類(身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上不相当であると認める者

(平17条例28・旧第12条繰下)

(運営審議会)

第18条 文化会館の円滑な運営に関する事項を審議するため、市長の諮問機関として、西条市文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(平17条例28・旧第13条繰下、平25条例40・一部改正)

(喫茶室の使用)

第19条 市長は、喫茶室について、1年以内の期間に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき、使用を許可することができる。この場合において、市長が必要と認めるときは、同一人に対し、引き続き使用を許可することができる。

2 前項の規定により喫茶室の使用の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

3 前項の使用料は、毎月、月末までに翌月分を納付しなければならない。

(平17条例28・旧第14条繰下・一部改正、平24条例2・一部改正)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市総合文化会館設置及び管理条例(平成7年西條市条例第27号)又は丹原町文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年丹原町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西條市文化会館設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

附 則(平成24年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の西條市水防協議会条例の規

定、第4条の規定による改正前の西条市文化会館設置及び管理条例の規定及び第5条の規定による改正前の西条市企業立地促進条例の規定により委嘱された委員については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月26日条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第7条、第14条関係）

（平17条例28・令元条例23・一部改正）

西条市総合文化会館基本使用料

1 ホール等

使用時間 施設の名称	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール	21,000円	28,500円	33,000円	42,000円	61,500円	75,000円
大ホール(1階のみ)	16,500円	22,500円	27,000円	33,000円	49,500円	60,000円
小ホール	9,000円	12,000円	13,500円	18,000円	25,500円	30,000円
楽屋1(和室)	1,170円	1,560円	1,950円	2,340円	3,510円	4,160円
楽屋2(大)	1,220円	1,620円	2,030円	2,430円	3,650円	4,320円
楽屋3(大)	1,220円	1,620円	2,030円	2,430円	3,650円	4,320円
楽屋4(小)	410円	540円	680円	810円	1,220円	1,490円
楽屋事務室	410円	540円	680円	810円	1,220円	1,490円

2 その他施設

施設の名称\使用時間	9時～22時	
展示室	1時間につき	950円
研修室	同	310円
視聴覚室	同	310円
和室	同	310円
リハーサル室	同	1,220円
練習室1(大)	同	270円
練習室2(小)	同	140円
練習室3(大)	同	270円
会議室	同	540円

特別会議室	同	1, 570円
-------	---	---------

備考

- 1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するとき
は、基本使用料の2割を加算する。
- 2 冷暖房を使用するとき、基本使用料の5割を加算する。
- 3 営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使
用料の5割を加算する。
- 4 入場料を徴収して使用するとき、次の区分による金額を加算する。入場料
の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。
ア 入場料が1,000円以下のときは、基本使用料の3割を加算する。
イ 入場料が1,000円を超え3,000円以下のときは、基本使用料の5
割を加算する。
ウ 入場料が3,000円を超えるときは、基本使用料の7割を加算する。
- 5 大ホール及び小ホールを準備、練習等のため当日以外に使用するとき、当
該基本使用料の2分の1の額とする。
- 6 使用時間の延長又は繰上げは、それぞれ1時間を限度とし、1時間当たりの
基本使用料（備考1に規定する休日割増及び備考2に規定する冷暖房割増加算
後の額とする。）に3割を乗じて得た額を加算する。
- 7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- 8 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。
- 9 1時間単位で徴収する基本使用料については、使用時間が1時間に満たない
ときは、1時間とみなす。

3 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式1回につき	4,190円	大ホール
音響反射板	1式1回につき	2,100円	小ホール
所作台	1式1回につき	7,800円	
花道所作台	1式1回につき	1,050円	
松羽目・竹羽目	1式1回につき	1,570円	
平台	1台1回につき	210円	
ひな段用けこみパネル	1式1回につき	1,050円	

金屏風	1 双 1 回につき	1, 9 5 0 円	
上敷ござ	1 枚 1 回につき	2 1 0 円	
めくり台	1 台 1 回につき	1 1 0 円	
緋毛せん	1 枚 1 回につき	2 1 0 円	
長座布団	1 枚 1 回につき	2 1 0 円	
高座用座布団	1 枚 1 回につき	2 1 0 円	
地絰り	1 枚 1 回につき	1, 0 5 0 円	
紗幕 (黒・白)	1 枚 1 回につき	1, 0 5 0 円	
演台 (3 点セット)	1 式 1 回につき	5 2 0 円	
司会者台	1 台 1 回につき	2 1 0 円	
指揮者台 (譜面台付)	1 台 1 回につき	5 2 0 円	
演奏者譜面台	1 台 1 回につき	1 1 0 円	
仮設鳥屋囲	1 式 1 回につき	5 2 0 円	
吊りバトン	1 本 1 回につき	3 1 0 円	
箱馬・開き足	1 個 1 回につき	5 0 円	

大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
記憶式照明操作卓	1 式 1 回につき	3, 1 0 0 円	
プロセニウムサスペンション ライト	1 列 1 回につき	1, 0 5 0 円	
サスペンションライト	1 列 1 回につき	1, 5 7 0 円	
ボーダーライト	1 列 1 回につき	8 4 0 円	
アッパーホリゾンライト	1 列 1 回につき	1, 5 7 0 円	
ローアホリゾンライト	1 列 1 回につき	1, 0 5 0 円	
天井反射板ライト	1 式 1 回につき	2, 1 0 0 円	
フロントサイドスポットライ ト	1 列 1 回につき	5 2 0 円	
シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	2, 1 0 0 円	
トーマンタルスポットライト	1 列 1 回につき	6 3 0 円	
センターフォローピンスポッ トライト	1 台 1 回につき	1, 0 5 0 円	

小ホール照明設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1式1回につき	1,570円	
ボーダーライト	1列1回につき	630円	
サスペンションライト	1列1回につき	940円	
アッパーホリゾンライト	1列1回につき	730円	
ロアーホリゾンライト	1列1回につき	730円	
フロントサイドスポットライ ト	1列1回につき	630円	
シーリングスポットライト	1列1回につき	1,050円	
センターフォローピンスポッ トライト	1台1回につき	840円	

大・小ホール照明設備	単位	使用料	摘要
移動用スポットライト	1台1回につき	310円	
特殊効果器具	1台1回につき	1,050円	
ライトスタンド	1本1回につき	110円	
持込電気機器	1kw1回につき	210円	
カラーフィルター	1枚1回につき	実費	

音響設備	単位	使用料	摘要
音響調整卓	1式1回につき	3,140円	大ホール
3点吊りマイク	1本1回につき	1,050円	大ホール
残響可変装置	1式1回につき	1,570円	大ホール
音響調整卓	1式1回につき	2,100円	小ホール
ステージスピーカー	1式1回につき	1,050円	
固定はね返りスピーカー	1式1回につき	1,050円	
カセットデッキ	1台1回につき	520円	
CDプレーヤー	1台1回につき	520円	
デジタルオーディオテープレ コーダー	1台1回につき	520円	

MDデッキ	1台1回につき	520円	
仕込用小型スピーカー(アンプ付)	1式1回につき	520円	
ダイナミックマイク	1本1回につき	520円	
コンデンサーマイク	1本1回につき	630円	
ワイヤレスマイク	1本1回につき	1,050円	
マイクスタンド	1台1回につき	210円	
持込電気機器	1kW1回につき	210円	

その他	単位	使用料	摘要
研修室AV設備	1式1回につき	1,050円	
視聴覚室AV設備	1式1回につき	1,050円	
リハーサル室音響設備	1式1回につき	2,100円	
特別会議室AV設備	1式1回につき	2,620円	
特別会議室同時通訳システム	1式1回につき	10,480円	
16ミリ映写機(設備1式含む。)	1式1回につき	3,140円	小ホール
35・16ミリ兼用映写機(設備1式含む。)	1式1回につき	4,710円	大ホール
ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	8,000円	大ホール・小ホール
ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき	8,000円	大ホール・小ホール
ピアノ(ヤマハ)	1台1回につき	4,000円	リハーサル室
液晶ビデオプロジェクター	1式1回につき	3,100円	スクリーン等含む。
ポータブルワイヤレスシステム	1式1回につき	520円	
ポータブル16ミリ映写機	1台1回につき	520円	
スライド映写機	1台1回につき	520円	
長机	1脚1回につき	210円	

展示パネル	1台1回につき	210円	
持込電気機器	1kw1回につき	210円	

備考

- 1 使用料の1回とは、9時～12時・13時～17時・18時～22時の各時間区分をいう。ただし、大ホール又は小ホール以外の施設での使用については、9時～22時をもって1回とする。
- 2 ピアノを調律するときは、使用者の負担とする。
- 3 この表に掲げるもの以外の設備、備品等の使用料は、類似する設備、備品等の使用料に準じて算定した額とする。

別表第2（第19条関係）

（平17条例28・一部改正）

喫茶室使用料

名称	単位	使用料
喫茶室	1箇月	42,000円

備考 電気・ガス及び下水道の使用料は、市長が規則で定める。

別表第3（第7条、第14条関係）

（平17条例28・令元条例23・一部改正）

西条市丹原文化会館基本使用料

1 ホール等

使用時間 施設の名称	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
大ホール	16,500円	22,500円	27,000円	33,000円	49,500円	60,000円
舞台のみ（大ホール）	4,950円	6,750円	8,100円	9,900円	14,850円	18,000円
小ホール	8,250円	11,250円	13,500円	16,500円	24,750円	30,000円
楽屋1	680円	1,080円	1,350円	1,620円	2,430円	2,700円
楽屋2	680円	1,080円	1,350円	1,620円	2,430円	2,700円

楽屋 3	680円	1,080円	1,350円	1,620円	2,430円	2,700円
楽屋 4	680円	1,080円	1,350円	1,620円	2,430円	2,700円

2 その他施設

施設の名称\使用時間	9時～22時	
練習室 1	1時間につき	210円
練習室 2	同	210円
会議室 1	同	420円
会議室 2	同	310円
会議室 3	同	100円

備考

- 1 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用するとき、基本使用料の2割を加算する。
- 2 冷暖房を使用するとき、基本使用料の3割を加算する。
- 3 営利目的に使用するとき又は付随的に営利を得ることがあるときは、基本使用料の5割を加算する。
- 4 入場料を徴収して使用するとき、次の区分による金額を加算する。入場料の額が2種類以上あるときは、最高額を基準とする。
 - ア 入場料が1,000円以下のときは、基本使用料の3割を加算する。
 - イ 入場料が1,000円を超え3,000円以下のときは、基本使用料の5割を加算する。
 - ウ 入場料が3,000円を超えるときは、基本使用料の7割を加算する。
- 5 準備、練習、整理等のため当日以外に使用するとき、当該基本使用料の2分の1の額とする。
- 6 使用時間の延長又は繰上げは、それぞれ1時間を限度とし、1時間当たりの基本使用料（備考1に規定する休日割増及び備考2に規定する冷暖房割増加算後の額とする。）に3割を乗じて得た額を加算する。
- 7 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
- 8 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。
- 9 1時間単位で徴収する基本使用料については、使用時間が1時間に満たない

ときは、1時間とみなす。

3 せせらぎ広場

使用時間	使用区分	
9時～22時	全面	4,190円
	半面	2,090円

備考 散策、休憩等を除き、販売、宣伝等営利を目的とする場合に適用する。

4 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1式1回につき	4,190円	大ホール
金屏風	1双1回につき	2,000円	
地がすり	1枚1回につき	1,050円	
紗幕	1枚1回につき	1,050円	
紅白幕	1枚1回につき	1,050円	
浅黄幕	1枚1回につき	1,050円	
緋毛せん	1枚1回につき	310円	
上敷ござ	1枚1回につき	310円	
所作台	1式1回につき	8,000円	
平台	1台1回につき	210円	
演台・花台3点セット	1式1回につき	520円	小ホールは花台1台
司会者台	1台1回につき	210円	
指揮者台・指揮者用譜面台	1式1回につき	520円	
演奏者用譜面台	1台1回につき	50円	
ひな段用布ケコミ	1枚1回につき	110円	
めくり台	1台1回につき	110円	
国旗・市旗パネル	1枚1回につき	210円	
バレエシート	1巻1回につき	1,300円	
姿見	1台1回につき	420円	
桶太鼓(3尺3寸)	1台1回につき	370円	
長胴太鼓	1台1回につき	110円	
桶太鼓(1尺8寸)	1台1回につき	50円	

締太鼓	1台1回につき	50円	
ドラ	1台1回につき	50円	
篠笛	1本1回につき	50円	
チャッパ	1個1回につき	50円	
チャンチキ	1個1回につき	50円	
箱馬・開き足	1個1回につき	50円	

大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1台1回につき	2,100円	
アッパーホリゾントライト	1列1回につき	1,050円	
ロアーホリゾントライト	1列1回につき	1,050円	
第1ボーダーライト	1列1回につき	1,050円	
第2ボーダーライト	1列1回につき	1,050円	
第1サスペンションライト	1列1回につき	1,570円	
第2サスペンションライト	1列1回につき	1,570円	
第3サスペンションライト	1列1回につき	1,570円	
第4サスペンションライト	1列1回につき	1,570円	
フロントサイドスポットライト	1列1回につき	1,050円	
シーリングスポットライト	1列1回につき	1,050円	
タワーライト	1列1回につき	520円	
天反ライト	1式1回につき	2,100円	
センターピンスポットライト	1台1回につき	1,050円	
フォローピンスポットライト	1台1回につき	520円	
ライトスタンド	1本1回につき	110円	
カラーフィルター	1枚につき	実費	

小ホール照明設備	単位	使用料	摘要
照明操作卓	1式1回につき	2,100円	
アッパーホリゾントライト	1列1回につき	1,050円	
ロアーホリゾントライト	1列1回につき	1,050円	

ボーダーライト	1列1回につき	1,050円	
サスペンションライト	1列1回につき	1,570円	
フォローピンスポットライト	1台1回につき	520円	
カラーフィルター	1枚につき	実費	

音響設備	単位	使用料	摘要
場内拡声装置	1式1回につき	3,140円	
はね返りスピーカー	1対1回につき	1,050円	
ステージスピーカー	1対1回につき	1,050円	
エレベーターマイク装置	1組1回につき	1,050円	大ホール
電動3点吊りマイク装置	1組1回につき	1,050円	大ホール
ダイナミックマイク	1本1回につき	630円	
コンデンサマイク	1本1回につき	630円	
ワイヤレスマイク (ハンド型・ タイピン型)	1本1回につき	630円	
ワイヤレスマイク (ボーカル 用)	1本1回につき	1,050円	
フロアマイクスタンド	1本1回につき	210円	
卓上マイクスタンド	1本1回につき	210円	
カセットデッキ	1台1回につき	520円	
CDプレーヤー	1台1回につき	520円	
MDデッキ	1台1回につき	520円	
オープンデッキ	1台1回につき	1,050円	大ホール

その他	単位	使用料	摘要
映写機16ミリ	1台1回につき	3,140円	大ホール
スライドプロジェクター	1台1回につき	1,050円	大ホール
スクリーン	1式1回につき	1,050円	大ホール・小ホール
移動式スクリーン	1式1回につき	310円	
実物投影機	1台1回につき	1,050円	

ピアノ（ヤマハCFⅢ—S）	1台1回につき	7,000円	大ホール
ピアノ（ヤマハS6）	1台1回につき	4,000円	小ホール
ビデオデッキ	1台1回につき	520円	
会議室用司会台	1台1回につき	520円	
展示用パネル	1枚1回につき	210円	
コンセント使用料	機器1台につき	210円	
白布	1枚1回につき	1,300円	

備考

- 1 使用料の1回とは、9時～12時・13時～17時・18時～22時の各時間区分をいう。ただし、大ホール又は小ホール以外の施設での使用については、9時～22時をもって1回とする。
- 2 ピアノを調律するときは、使用者の負担とする。
- 3 この表に掲げるもの以外の設備、備品等の使用料は、類似する設備、備品等の使用料に準じて算定した額とする。